

相模原市ケアラー支援条例（仮） No.3

本市においては、ケアを必要とする人が年々増加しています。少子高齢化の進展及び世帯構造の変化に伴い、家族や地域におけるケアの在り方は大きく変化し、ケアを担う人（以下「ケアラー」という）の負担は増大化し複雑化しています。とりわけ高齢者介護、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題など、多様な状況におかれるケアラーが存在し、その心身の健康や生活の基盤が脅かされています。

ケアは人間の尊厳を支える大切な行為ですが、その責務を一人で背負うことには、ケアラー自身の人生を損なうことにつながりかねません。ケアラーと共に生きる社会を築くことは、すべての市民が互いに支え合い、安心して暮らすとのできるまちを実現する上で欠かすことはできません。

本市は、ケアラーを尊重し、その生活を支え、ケアを社会全体で分かち合う仕組みを構築することにより、ケアをする人もケアを受ける人も等しく尊厳をもって暮らすことができる社会の実現を目指し、ここに、相模原市ケアラー支援に関する条例を制定します。

【目的】

第一条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、ケアラーの負担の軽減または解消を図り、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上または精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう。
- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (4) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳未満のものをいう。
- (5) 市民等 本市に居住し、在勤し、在学する者をいう。
- (6) 事業者 本市内で事業活動を行う個人または法人をいう
- (7) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を通じて、日常的にケアラーに関わり、または関わる可能性のある機関をいう。
- (8) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (9) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わる可能性のある学校その他の教育機関をいう。

【基本理念】

第三条 ケアラー支援は、すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 ケアラー支援は、ケアラーが孤立することのないよう、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、社会全体で支えることを基本として行われなければならない。

3 ケアラーの多様性に配慮し、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえ適切に行わなければならない。

4 ヤングケアラーへの支援は、相模原市子どもの権利条例（平成27年条例第19号）の趣旨を踏まえるとともに適切な教育の機会が確保され、心身の健やかな成長及び自立が図られるように行われなければならない。

5 若者ケアラーへの支援は、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等、取巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われなければならない。

【市の責務】

第四条 市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実行するものとする。

2 市は、ケアラー支援に関する施策を実施するにあたり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、関係機関、事業者、民間支援団体、市民等と相互に連携し、協力するものとする。

【市民の役割】

第五条 市民は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう十分に配慮するとともに、ケアラーを社会全体で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【事業者の役割】

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業活動に当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、勤務に当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

【関係機関の役割】

第七条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、自らがその業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、かかわりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 関係機関は、市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

【学校の役割】

第八条 学校は、基本理念に則り、ケアラー、とりわけヤングケアラーに対し、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保、健康状態及び生活環境の把握に努めるものとする。

2 学校は、ケアラーからの教育または福祉に関する相談に積極的に応じ、市及び関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 学校は、ケアラーと認められる者について、学校生活に支障をきたすことのないよう、配慮に努めるものとする。

4 学校は、市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

【基本施策】

第九条 市は、すべてのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる基本施策を講ずるものとする。

(1) ケアラーに対する相談支援体制の整備及びその周知に関するこ。

- (2) ケアラーの休息・休養の確保その他の負担軽減に関すること。
- (3) ヤングケアラー及び若者ケアラーの教育の機会の確保及び就学または就業の支援に関すること。
- (4) ケアの方法等に関する理解促進のための情報提供に関すること。
- (5) ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその活動促進に関すること。
- (6) ケアラー支援、人材の育成のために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項。

【広報啓発】

第十条 市は広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者及び学校等を含む関係機関がケアラーの置かれている状況及びケアラー支援に関する理解を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、ケアラーが自らの状況を理解し、必要な支援を求める能够のことについて、市民に分かりやすい広報及び啓発に努めるものとする。

【体制の整備】

第十一条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するとともに、市の関係部局等が横断的に連携し民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の構築に努めるものとする。

【財政支援】

第十二条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【その他】

第十三条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【施行期日】

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【構成】

前文

- 第一条　目的
- 第二条　定義
- 第三条　基本理念
- 第四条　市の責務
- 第五条　市民の役割
- 第六条　事業者の役割
- 第七条　関係機関の役割
- 第八条　学校の役割
- 第九条　基本施策
- 第十条　広報啓発
- 第十一条　体制の整備
- 第十二条　財政支援
- 第十三条　その他